

2024年3月28日

鹿児島県知事

塩田 康一 殿

自治労鹿児島県職員労働組合

執行委員長 東瀬戸 満

現業評議会

議長 井手添 勝



要 求 書

私たち現業職員は、現場第一線で県行政の一端を担い県民生活や福祉の向上に最大限の努力を重ねています。

1983年の賃金交渉において現業職員の賃金は春闘期に決着するとした「春闘期決着の確認書」を労使で締結しました。これまで労使で確認書の履行を含めて議論してきたなかで、一方的に破棄した行為は、きわめて遺憾です。

2006年度からは給与制度の抜本的改悪による大幅な賃金水準の引下げに伴い、現職はもちろん退職後の生活まで苦しい状況を強いられています。また、昨今の物価上昇や社会保障負担等の影響は、さらに厳しい生活実態に拍車をかけています。

一方で、県民ニーズの多様化や頻発する豪雨災害、鳥インフルエンザ感染症の防疫対策など、県行政の推進を現場第一線でその一翼を担っており、安心して働き続けられる雇用環境と同じ県職員としての生活できる賃金水準の確保が必要です。

2024年度の現業職員の賃金改定にあたっては、現場第一線で働く職員の士気高揚と生活改善に結びつく大幅な賃金水準の引き上げや諸手当等の改善など、全組合員の総意で下記の項目について、要求いたします。

記

- 1 現業職員の賃金決定については、春闘期に決着するとともに、早急に支払うこと。また、賃金制度の改悪や賃金水準の引き下げを行わないこと。
- 2 基本賃金を平均35,800円以上引き上げること。
- 3 今後も理由の如何にかかわらず、賃金削減は行わないこと。また、これまで実施された賃金削減額について、あらゆる方法を講じて補填すること。

4 非現業職員との賃金格差の解消について

同じ県職員として生活水準を確保するため、非現業職員との賃金格差を解消するため3級4級の在級年数を短縮し、行政職（一）給料表を継ぎ足すこと。

5 賃金水準等の改善について

- （1）主任任用については、技術や知識を蓄積した経験年数を考慮するとともに、公平・平等な誰でも納得できる任用基準を確立すること。
- （2）57歳昇給停止を廃止し、4級101号に達する前に任用改善を図ること。
- （3）現給保障額の減額措置を廃止すること。

6 人事評価制度について

- （1）人事評価結果の賃金等への運用にあたっては、評価者は被評価者に適切な指導や助言を行い、人材育成につなげること。
- （2）勤勉手当における査定枠を廃止すること。

7 諸手当等の改善について

- （1）扶養手当の支給額を引き上げ、就学中は年齢に限らず支給すること。
- （2）通勤手当を大幅に引き上げるとともに、2km未満も含めて全額実費支給とすること。
- （3）一時金については期末手当に一本化し、年間5.5月分以上にすること。
- （4）3級および4級在級者の傾斜配分を引き上げること。
- （5）種雄牛馬等取扱手当の支給額を500円に引き上げること。
- （6）大型農業機械作業に従事した場合に危険作業手当を新設し、日額300円を支給すること。
- （7）ビニールハウスおよびガラスハウス内で2時間以上の作業に従事した場合に特殊現場作業手当を新設し、日額300円を支給すること。
- （8）農業大学生および会計年度任用職員等への指導に従事した場合に指導補助手当を新設し、日額300円を支給すること。
- （9）道路補修作業手当の支給額を一律、350円に引き上げること。

8 休暇制度について

- （1）介護・看護休暇を充実すること。特に看護休暇については、看護対象が2人以上いる場合は対象者数に応じ日数を拡大すること。また、対象者を拡大するとともに、看護要件を拡大すること。
- （2）夏期休暇の取得期間を6月から10月までに拡大すること。

9 定年延長職員の処遇等の取扱いについて

同一労働・同一賃金の原則に基づき、賃金および各種手当等の改善を図ること。

10 暫定再任用職員および定年前再任用短時間勤務職員の処遇等の取扱いについて

- (1) 暫定再任用希望の職員については、原則フルタイム勤務で任用すること。また、扶養手当および住居手当等の生活関連手当を支給すること。
- (2) 暫定再任用職員および定年前再任用短時間勤務職員の賃金水準を引き上げること。
- (3) 暫定再任用職員の一時金（期末・勤勉手当）の支給月数については、正規職員に準じること。また、勤勉手当の査定枠を廃止すること。

11 退職手当等の改善について

- (1) 退職手当を大幅に改善し、非現業職員との退職手当額の格差を解消すること。また、職責区分による調整額を廃止し、一律支給とすること。
- (2) 早期退職者募集制度の運用については、一方的な実施を行わないこと。また、募集期間や特例措置などの取り扱いについて、協議すること。

12 会計年度任用職員制度について

- (1) 会計年度任用職員の個別の職に関わる賃金の上限を廃止すること。
- (2) 会計年度任用職員の勤務労働条件の改善および休暇制度の充実を図ること。

13 実施時期について

以上の改善は、2024年4月1日から実施すること。

14 特例事項について

地公法第28条第4項の特例事項については、公務外にも拡大適用すること。

15 人員確保について

県の行政責任として「安全かつ良質な行政サービスの提供と県民の財産と生命」を守るため、現場第一線で培った経験や知識等を確実に継承できる体制を作ること。